

## 住宅改修費事前届出書及び確認書

砺波地方介護保険組合 理事長 あて

### 介護認定結果前の住宅改修費の利用について

住宅改修費の事前申請にあたり、介護認定の結果が自立（非該当）となった場合には、介護給付費対象の住宅改修費用の全額を負担いたします。

年 月 日

被保険者氏名

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

被保険者は、身体状況により署名が出来ないため、被保険者の意思を確認の上、私が代わって代筆いたします。

代筆者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

(利用者との関係 \_\_\_\_\_ )

## 特別な理由等がある場合の住宅改修事前申請の取り扱いについて

新規申請中で介護認定の結果が出る前に住宅改修の事前申請をされたい方など、特別な理由等がある場合については、暫定でプランを進めることは法的に可能ですので、当介護保険組合にご連絡の上、下記を参考に進めてください。

### 1. 新規申請で、認定結果が出る前に事前申請を希望される方

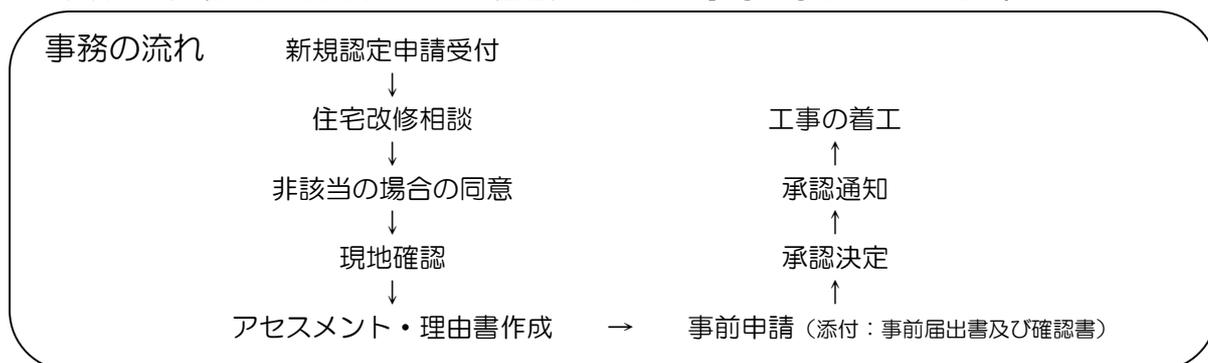
- 住宅改修以外のサービスも併せて希望されているか確認してください。
- ア. 住宅改修以外の居宅サービスも希望されている場合は、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に居宅サービス計画作成を依頼し、暫定ケアプランを作成して進めてください。
- イ. 住宅改修だけを希望されている場合は、事前申請の流れ、対象工事種別、申請に必要な書類等の説明をして、担当の介護支援専門員を決めて、対応してください。

※ 新規申請の認定結果が非該当になった場合、改修費用の全額は自己負担になることの説明をしてください。  
(被保険者証を持っていることだけで、住宅改修費の支給が対象となるとおられる方もいらっしゃいますので、必ず確認してください。)

- 現地確認をしてください。本人の身体状況、住環境、改修希望等をふまえアセスメントをして「住宅改修が必要かどうか。」の判断をしてください。  
住宅改修が必要と判断された場合は、現地確認された介護支援専門員、地域包括支援センター職員、保健師、理学療法士等の住宅改修に関する有識者の方で理由書を作成してください。

※ あきらかに自立しておられ、認定結果が非該当となると判断されたり、住宅改修の必要がないと判断された場合など、理由書の記載が難しい場合は、その旨を説明し事前申請ができないことを伝えてください。

- 現地確認後、理由書を作成し被保険者（申請者）に渡してください。  
この時点で、まだ認定結果が出ていない場合は、別紙の住宅改修費事前届出書及び確認書を記入していただき、事前申請に必要な書類に併せて提出してもらってください。  
以降は「介護保険制度を利用しての住宅改修の進め方」⑥～⑫を参照ください。



### 2. 入院又は入所中の方で、退院又は退所後に自宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修を着工する必要がある場合等により、事前申請を希望される方

- 住宅改修が必要と判断された場合、現地確認された介護支援専門員、地域包括支援センター職員、保健師、理学療法士等の住宅改修に関する有識者の方で作成していただく理由書に、退院又は退所予定日について記載してください。

**注意：**住宅改修完成届出書の完成年月日現在に、●介護認定の結果が出ていること ●退院又は退所後、対象の住宅で生活していることが確認できない場合は、完成届出書は受理できません。